

（通路）

**第23条** 昭和35年3月31日以前に製作された自動車（旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車を除く。）については、保安基準第23条並びに細目告示第33条、第111条及び第189条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 通路は、安全且つ容易に通行できるものでなければならない。

二 乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車を除く。）、旅客自動車運送事業用自動車で乗車定員10人以下のもの及び幼児専用車には、乗降口から座席へ至ることのできる有効幅（通路に補助座席が設けられている場合は、当該補助座席を折り畳んだときの有効幅）300ミリメートル以上の通路を設けなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席については、この限りでない。

三 前号の規定の適用については、座席の前縁から250ミリメートルの床面は、専ら座席の用に供する床面とする。

2 昭和37年9月30日以前に製作された乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車で、旅客の用に供する乗降口（乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口（運転者のみの用に供するものを除く。）を除く。）が有効高さ900ミリメートル以上有効開口幅500ミリメートル以上であり、かつ、乗降口から旅客の用に供する座席（乗降口から直接着席できるものを除く。）までの旅客の出入りに際して使用する部分が有効高さ1200ミリメートル以上有効幅300ミリメートル以上又は有効高さ900ミリメートル以上有効幅500ミリメートル以上であるもの（乗降口又は旅客の出入りに際して使用する部分に係る改造を行う場合を除く。）については、前項第2号の規定は、適用しない。

3 昭和35年3月31日以前に製作された乗車定員11人以上の自動車で幼児専用車以外のもの（座席定員が増加することとなる改造を行う場合を除く。）については、第1項第3号の規定は、適用しない。